

令和7年9月11日 松浦

定額減税補足給付金（不足額給付）の誤支給について

定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関して、9月9日支給分（第3回目）3,255人のうち、31人に支給額の誤りがあったことが判明しました。
早急な対応を行うとともに、再発防止に努めてまいります。

1 内訳及び誤支給額

支給総額 910,000円

【内訳】

過大支給者 8人 過大支給額 合計 400,000円

過少支給者 23人 過少支給額 合計 510,000円

2 経緯

令和7年9月9日（火）に支給を受けた区民から、「振込された金額が通知と異なっている。」との問い合わせを受け、同日に支給した対象者について調査を行った結果、31人に誤支給があったことが判明しました。

3 今後の対応

誤った振込をした31人の方へは、9月10日（水）に電話により誤支給のお詫びと経過の説明を行い、26名の方について既にご了解をいただいています。今後、全員にお詫びの通知を送付し、過少支給者に対しては不足額の支払処理を行うとともに、過大支給者に対しては納付書を発送し、過払額の返還をお願いしてまいります。

4 発生原因と再発防止策

発生原因は、対象者を抽出する際のプログラムの動作不具合によるものであり、一定の条件がそろった場合に発生していることが判明しました。このため、システム事業者へ改修を依頼しています。

また、再発防止に向け、多段階によるチェックを徹底するなど、より慎重な確認作業を行ってまいります。

《お問合せ》墨田区 福祉部 地域福祉課 （区民部 税務課） TEL 03-5608-2828

※ お問合せは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）